

介護予防・日常生活支援総合事業
訪問介護員等によるサービス（国基準訪問型サービス）
重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社ザ・サンパワー
事業者の所在地	〒254-0024 神奈川県平塚市馬入本町13番11号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 石本 寛幸
設立年月日	昭和54年9月18日
電話番号	0463-22-1233

2. 事業所の概要

事業所の名称	サン・ライフ福祉サービスセンター伊勢原事業所		
事業所の所在地	〒259-1132 神奈川県伊勢原市桜台4-18-15		
電話番号	0463-97-4701		
FAX番号	0463-97-4702		
指定年月日・事業所番号	令和5年4月1日指定	1474000278	
通常の事業の実施地域	伊勢原市		
併設事業所	訪問介護・居宅介護・居宅介護支援		
第三者評価の実施の有無	有・ 	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護員等によるサービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

1 身体介護

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴、身体整容
- ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 服薬介助
- ⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

2 生活援助

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り 等

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで(祝祭日含む) ※土・日・年末年始(12月29日から1月3日まで)は休日とします。 ※ヘルパー派遣可能日は年中無休とします。
営業時間	午前9時から午後5時まで ※ヘルパー派遣可能時間は24時間対応とします。
営業時間外の 連絡先及び時間	緊急連絡先：090-8596-3994 (17:00～翌日9:00まで)

6. 事業所の職員体制

(令和7年7月1日現在)

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	0人	1人		
サービス提供責任者	0人	2人以上	0人	1人以上
訪問介護員	0人	0人	0人	3人以上
その他職員	0人	0人	0人	0人

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 料金表

【基本部分：訪問介護費】

サービス	加算額（１回あたり）				
	単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担１割の場合)	利用者負担金 (自己負担２割の場合)	利用者負担金 (自己負担３割の場合)
訪問型独自サービスⅠ	１，１７６	１４，８７３円	１，４８８円	２，９７５円	４，４６２円
訪問型独自サービスⅡ	２，３４９	２９，７１３円	２，９７２円	５，９４３円	８，９１４円
訪問型独自サービスⅢ	３，７２７	４７，１３３円	４，７１４円	９，４２７円	１４，１４０円

【加算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算額（１回あたり）				
	単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担１割の場合)	利用者負担金 (自己負担２割の場合)	利用者負担金 (自己負担３割の場合)
早朝・夜間	所定単位数の２５％		左記額の１割	左記額の２割	左記額の３割
深夜の訪問	所定単位数の５０％				
初回加算	２００	２，０４２円	２５３円	５０５円	７５８円
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の１８．２％				

（注１）上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が５級地のため、単位数に１０．７を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

（注２）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注３）上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

（２）その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に係る交通費は、その実費を徴収いたします。金額については以下の通りです。
	①実施地域を超えて、片道おおむね０～１ｋｍ未満 １００円
	②実施地域を超えて、片道おおむね１～３ｋｍ未満 ２００円
	③実施地域を超えて、片道おおむね３～５ｋｍ未満 ３００円
	④実施地域を超えて、片道おおむね５～１０ｋｍ未満 ４００円
	⑤実施地域を超えて、片道おおむね１０ｋｍ以上 ５００円
	前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。（別途見積もりいたします）

（３）キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前日17時までに事業所に申し出てください。利用日の前日17時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。※当日ご不在の際、ヘルパーは15分待機致します。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前日17時までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前日17時までに ご連絡がなかった場合	一律1,000円

(4) 支払い方法

- A 自動口座引落
(毎月27日にご指定の金融機関口座から引落させていただきます)
- B 現金払い
(サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払願います)
- C 銀行振込
(期日までに指定口座へお振込み願います。手数料は利用者負担となります。)

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・サービス提供に当たって、訪問介護員等は次のことを受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 利用者の家族に対するサービス提供
 - ③ 利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いませぬ。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	0463-97-4701
	受付時間	月曜日から金曜日 9時から17時
	担当者名	管理者 佐々田 祐子

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	伊勢原市役所 介護高齢課	電話 0463-94-4722
	神奈川県国民健康保険団体連合会	電話 045-329-3447

13. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、ケアプランを作成した地域包括支援センター、居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

- ①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。
 - ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・事業者が、守秘義務に反した場合
 - ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・事業者が、倒産した場合
- ②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。
- ③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただきます。
 - ・利用者の利用料等の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
 - ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

14. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため担当者を設置し、次の措置を講じます。

①虐待防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に行うとともに

、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

②虐待防止のための指針を整備します。

③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

15. 身体拘束について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため下記に示すような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

(1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命に危険が及ぶことが考えられる場合。

(2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止することができない場合。

(3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

16. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理や訪問介護員の健康管理を行い、感染症の予防に努めるとともに、次の措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17. 業務継続計画の策定等

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は厳守します。但し、サービス担当者会議等サービスを提供する上で必要な場合は、利用者の個人情報を用いることに同意します。

19. その他

(1) 全てのサービス従業者（以下、従業者）の資質の向上を図るため、研修の機会を設けます。すべての従業者に対し、個別の研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施します。

①採用時研修 採用後6ヶ月以内

②継続研修 年1回

(2) 全てのサービス従業者（以下、従業者）の資質の向上を図るため、次のとおり業務体制を整備します。

①従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

②従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

③この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社ザ・サンパワーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

④従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(3) 提供するサービスの第三者評価の実施はしていません。

20. 当法人の概要

名称・法人種別	株式会社ザ・サンパワー
代表者氏名・職種	代表取締役 石本 寛幸
本社所在地・電話	平塚市馬入本町13番11号 TEL：0463-22-1233

業務の概要	居宅介護支援・訪問介護・訪問入浴・訪問看護・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売・シニア住宅リフォーム 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業・地域生活支援事業 日常生活支援総合事業訪問介護・介護予防訪問入浴介護・ 介護予防訪問看護・介護予防福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具販売 民間移送サービス・在宅理・美容サービス
事業所数	平塚2ヶ所 (居宅介護支援・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・日常生活支援総合事業訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具販売) (障害者総合支援法に基づく居宅介護) (地域生活支援事業) 伊勢原1ヶ所 (居宅介護支援・訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護) (障害者総合支援法に基づく居宅介護) (地域生活支援事業) 厚木1ヶ所 (居宅介護支援・訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護) (障害者総合支援法に基づく居宅介護) (地域生活支援事業) 相模原1ヶ所 (訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護) (障害者総合支援法に基づく居宅介護・移動支援) 小田原1ヶ所 (通所介護・短期入所生活介護・第1号通所事業・介護予防短期入所生活介護) 沼津2ヶ所 (通所介護・短期入所生活介護・第1号通所事業・介護予防短期入所生活介護) 富士1ヶ所 (居宅介護支援)

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説 明 者 所 在 地 神奈川県伊勢原市桜台4-18-5

事業所名 サン・ライフ福祉サービスセンター伊勢原事業所

職・氏名 管理者 佐々田 祐子

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所
氏名

代理人
住所
氏名
利用者との続柄

